

神山町防災ハザードマップ作成業務委託仕様書

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、神山町における地形条件、河川状況、人口分布等の地域特性を踏まえ、各種災害リスクを住民に分かりやすく伝える防災ハザードマップを作成することを目的とする。

特に、地震災害、洪水災害、土砂災害、風水害等の地域防災上重要な災害を対象とするとともに、徳島県が公表している中小河川洪水浸水想定区域を新たに反映した洪水ハザードマップとしての機能を有し、住民の避難行動につながる実効性の高い防災啓発資料として整備するものとする。

2. 業務対象範囲

神山町内全域

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日より令和9年3月19日までとする。

4. 準拠すべき法令、基準等

本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 河川法
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 神山町地域防災計画
- (6) 徳島県地域防災計画
- (7) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和8年5月、国土交通省）
- (8) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月、国土交通省）
- (9) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月、内閣府）
- (10) その他関係法令及び通達等

5. 疑義

本仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

6. 提出書類

受託者は、本業務の着手にあたり、次に掲げる書類を提出し、委託者の承認を受けなければならない。また、承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者等届（経歴書含む）

7. 貸与資料

本業務において委託者から貸与される資料等について、受託者は必ず借用書を提出し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。なお、電子データに関して、受託者の記録媒体に保存されている場合は、業務完了後に確実に消去するものとする。

8. 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。なお、打合せ事項については、その都度打合せ記録簿を作成し、委託者に提出するものとする。

9. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受託者が負うものとする。

10. 個人情報及び守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、委託者の了解なく外部に開示してはならない。

11. 費用負担

本業務を遂行する上で必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

12. 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用してはならない。

第2章 業務内容

1. 業務実施項目

本業務における業務実施項目は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料及び情報の収集・整理
- (3) 記載すべき内容の検討
- (4) 神山町防災ハザードマップの作成
 - ・ 中小河川洪水浸水想定区域のハザードマップへの新たな反映
- (5) 裏面、啓発事項の作成
- (6) ホームページ用データの作成
- (7) ハザードマップの印刷
- (8) 報告書作成
- (9) 打合せ協議

2. 業務実施内容

(1) 計画準備

本業務に関する契約図書・指示事項及び提供資料の内容を把握し、業務実施にあたって作業スケジュール等について検討する。

(2) 資料及び情報の収集・整理

業務実施にあたって必要となる資料及び情報を収集・整理する。

なお、背景図となる地形図の仕様については、別途委託者との協議により決定する。

- ・ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（徳島県：GIS データ）
- ・ 中小河川洪水浸水想定区域（徳島県：GIS データ）
- ・ 地形図データ（神山町内全域：協議による）
- ・ 地域防災計画
- ・ 既存のハザードマップ
- ・ 指定避難所、緊急避難場所の名称、住所、位置情報、収容人数等
- ・ その他必要と認められる資料

(3) 記載すべき内容の検討

「土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン：令和2年10月、国土交通省」、「水害ハザードマップ作成の手引き：令和8年5月、国土交通省」、を参考とし、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域による土砂災害想定区域、中小河川洪水浸水想定区域による水害想定区域、避難場所、主要道路等、ハザードマップの記載すべき情報を整理するとともに、記載すべき項目の検討を行う。

なお、徳島県が公表する中小河川洪水浸水想定区域の対象外となっている河川については、委託者が地元住民等への聞き取りを行い、その結果をハザードマップに反映することを想定している。

(4) 神山町防災ハザードマップの作成

① レイアウト検討

A1 サイズ片面を基本とし、表示縮尺、色彩・文字フォントサイズ等のレイアウト検討を行う。色分けや表示方法に留意し、異なるハザード情報や避難場所等がそれぞれ判別しやすいよう心がけること。詳細なレイアウトについては委託者と協議し決定すること。

② ハザードマップ原稿の作成

上記①の検討内容を反映したハザードマップ原稿データを作成する。

(5) 裏面、啓発事項の作成

ハザード情報の内容を分かりやすく解説した資料や平常時及び災害時に役立つ防災知識の掲載内容を検討し、マップ裏面に反映させること。新たな防災気象情報の運用開始に基づいた警戒レベルと避難のタイミング、タイムラインの見直しを行うこと。詳細なレイアウトについては、委託者と協議し決定すること。

(6) ホームページ用データの作成

本業務で作成する「神山町防災ハザードマップ」を広く町民に広報、周知するため、ホームページ掲載用のハザードマップデータ（PDF 等）を作成すること。

(7) ハザードマップの印刷

防災ハザードマップの印刷にあたっては、次の仕様を基本とし、最終的な仕様については委託者と協議のうえ決定するものとする。

① 判型・構成

- ・図面 A1 判（両面印刷）

表面：地区別ハザードマップ、裏面：啓発情報等

- ・折り加工 A4 仕上げ、観音折り又は巻き三つ折り等

② 用紙・材質

- ・用紙種別：耐水性用紙

- ・坪量：90kg～110kg 程度

③ 印刷方式・色数

- ・印刷方式：オフセット印刷相当

- ・色数：フルカラー（4 色刷り）

- ・色の再現性・視認性に留意し、災害種別ごとの色分けが不明瞭とならないよう配慮すること

④ 印刷部数

上分地区：280 部、下分・左右内地区：520 部
神領地区：880 部、鬼籠野地区：350 部
阿川地区：350 部、広野地区：620 部

合計 3,000 部

(8) 報告書作成

業務各段階での検討方法、課程、結論についてとりまとめ、報告書を作成する。

(9) 打合せ協議

打合せ回数は、3 回（業務着手時、中間時、成果品提出時）を基本とする。なお、業務を円滑に実施するため、委託者と密接な連絡を取り、その内容についてはその都度記録簿に記録し、相互に確認する。必要に応じて追加協議に対応すること。

3. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、電子データについては、CD-R 2 部（正・副）に保存したものを提出すること。

・報告書（A4 製本・電子データ）	1 部
・神山町防災ハザードマップ	3,000 部
・ハザードマップ印刷用原稿データ	1 式
・GIS データ（shape 形式）	1 式
・ハザードマップホームページ掲載用データ（PDF 等）	1 式
・その他必要とされる資料	1 式